

議案第 23 号

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

甲府市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年 12 月条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 を削る。

別表第 1 中 8 の項を削り、9 の項を 8 の項とし、10 の項を 9 の項とし、11 の項を 10 の項とする。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関

する情報であって規則で定めるもの

児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給又は資金の貸付けに関する情報であって規則で定めるもの

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの

生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの

特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134

号)による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの

母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの

児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの

障害者の日常生活及び社会生活を

		<p>総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 市長	助産手当に関する事務であって規則で定めるもの	<p>地方税関係情報、生活保護関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
3 市長	すこやか子育て医療費の助成	住民票関係情報、生活保護関係情

	に関する事務であって規則で定めるもの	報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		甲府市ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	ひとり親家庭等小中学校入進学祝金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担の軽減に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	市営住宅及び上九一色定住促進住宅の管理に関する事務（法別表第1の19の項に掲げる事務を除く。）であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）で

		あつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの
8 市長	保育所利用者負担額の減額又は免除に関する事務であつて規則で定めるもの	障害者関係情報であつて規則で定めるもの
		地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの
		生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であつて規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報であつて規則で定めるもの
9 市長	不妊治療費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの
10 市長	法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち第4欄において生活保護関係情報を利用する事務であつて規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

別表第3中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「外国人生活保護関係情報」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

私立幼稚園就園奨励費の支給に関する事務の終了に伴う規定の整備を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。